

千歳市任期付職員採用候補者登録試験実施要領

当市職員が育児休業を取得している間、勤務していただく、任期付職員の採用候補者登録試験を次のとおり行います。

1 職種・採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
保 育 士	2名	保育士登録を受けている方（平成22年4月30日までに保育士登録を受ける見込みの方を含む）で、昭和34年4月2日以降に生まれた方

- (注) 1 保育士登録を受ける見込みの方については、平成22年4月30日までに登録を受けられない場合は、採用できません。
- 2 日本国籍を有しない方も受験することができます。ただし、就業が制限されている在留資格の方は受験できません。
- 日本国籍を有しない方が採用された場合には、「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、採用後に従事できる職務内容が一部制限されます。
- 3 身体障害者の方は、介助者なしに、募集する職種の職務遂行及び通勤が可能な方。
- 4 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は受験できません。

【地方公務員法第16条（抄）】

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法

試 験 科 目	試 験 の 内 容
作 文	出題したテーマにより筆記
適 性 検 査	職種及び職場への適応性を一般的な性格の面からみる筆記検査
面 接 試 験	個別面接

※ 最終合格者は、身体検査書（市指定用紙）により健康診断を受診し提出していただきます。身体検査の結果により、就労不能と判断される場合、合格を取り消す場合があります。

3 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成22年3月14日(日) 午前10時～午後3時 ※1時間程度の昼休みを含む	市役所本庁舎3階会議室 千歳市東雲町2丁目34番地 TEL0123-24-3131

4 結果の発表

平成22年3月下旬（予定）

5 合格から採用まで

この試験の合格者は、任期付職員採用候補者名簿に1年間登録され、職員の育児休業取得状況に応じ、その職員が育児休業を取得する期間（最長取得期間はその職員の子が3歳になるまで）を雇用期間として名簿順に採用されます。そのため、名簿に登録されても職員の育児休業の取得状況によっては採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

6 給与の概要

平成22年度の初任給は、次のとおりですが、変更される場合があります。

保 育 士：152,800円（短大卒）

※ 採用前の経験等に応じて最大20号俸まで加算されることがあります。

※ 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当等の支給があります。

7 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書類

ア 千歳市任期付職員採用候補者登録試験申込書（市指定用紙）

イ 履歴書（市指定用紙に証明用写真貼付のこと。）

ウ 保育士登録を受けている方：保育士証の写し

保育士登録を受ける見込みの方：次の①～③のいずれかの写し

① 指定保育士養成施設卒業証明書

② 保育士養成課程修了見込証明書

③ 保育士試験合格通知書

エ 身体障害者の方は、身体障害者手帳等を申し込みの際、提示してください（郵送の場合は、写しを同封してください。）。

オ 日本国籍を有しない方は、外国人登録証明書等を申し込みの際、提示してください（郵送の場合は、写しを同封してください。）。

(2) 受験申込書類の提出先

千歳市総務部職員課人事係（市役所本庁舎4階）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

TEL 0123-24-3131 内線236・237

※ 郵送で申込する場合は必ず簡易書留郵便で申し込んでください。

(3) 受付期間

平成22年2月15日（月）から3月5日（金）まで

（受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで）

※ 郵送の場合は受験票を返送しますので、あて先を明記し、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください（3月5日（金）必着）。

8 採用予定年月日

平成22年5月1日

9 その他

(1) 受験の際は、受験票、鉛筆（シャープペンシル）、黒色のボールペン及び消しゴムを持参し、開始時間の10分前までに試験会場に集合してください。

(2) 応募書類は、一切返却しませんので、あらかじめご了承ください。